

第118号議案

長岡市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用 弁償に関する条例の一部改正について

長岡市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年長岡市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年12月19日提出

長岡市長 中小路 健 吾

(提案理由)

国の人事院勧告及び長岡市職員給与に関する条例（昭和26年長岡市条例第11号）の一部改正等に準じた職員給与の変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年長岡京市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(英語指導助手の報酬及び費用弁償) 第30条 第18条から第28条までの規定にかかわらず、英語指導助手として任用される者の報酬は、 <u>勤務年数に応じて定めるものとし、月額360,000円以下とする。</u> 【削る】	(英語指導助手の報酬及び費用弁償) 第30条 第18条から第28条までの規定にかかわらず、英語指導助手として任用される者の報酬は、 <u>月額300,000円以下とする。</u>
<u>2 本市の英語指導助手となるために外国から日本国内に居住することとなった外国籍の英語指導助手が所得税及び住民税を賦課されることとなった場合の報酬は、賦課される所得税及び住民税控除後の年額が3,600,000円（別に定めるところにより報酬を減額される場合の減額分を含む。）を下回らない額にするものとする。</u>	<u>2 本市の英語指導助手となるために外国から日本国内に居住することとなった外国籍の英語指導助手が所得税及び住民税を賦課されることとなった場合の報酬は、賦課される所得税及び住民税控除後の年額が3,600,000円（別に定めるところにより報酬を減額される場合の減額分を含む。）を下回らない額にするものとする。</u>
<u>3 【略】</u>	<u>3 【略】</u>
<u>4 前3項に定めるもののほか、英語指導助手の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。</u> (給与改定の実施時期等の取扱い) 第32条 この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例（これに基づく規程を含む。）の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該	<u>4 前3項に定めるもののほか、英語指導助手の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。</u> (給与改定の実施時期等の取扱い) 第32条 この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例（これに基づく規程を含む。 <u>次項において同じ。</u> ）の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行

改正後	改正前
改定に係る取扱いは、給与条例の適用を受ける職員の例による。 【削る】	う時期その他の当該改定に係る取扱いは、 <u>次項及び第3項の場合を除き</u> 、給与条例の適用を受ける職員の例による。
	2 <u>この条例の規定（この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例の規定を含む。次項において同じ。）について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改定後の規定が遡って適用される場合における日額又は時間額により給料又は報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員の当該改定の施行日の属する月の末日（当該改定の施行の日が月の初日であるときは、その前日）までの間の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）については、当該改定後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u>
【削る】	3 <u>前項に定めるもののほか、この条例の規定について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改定後の規定が遡って適用される場合における当該遡って適用される期間に会計年度任用職員であった者（当該改定の施行日の属する月の前月の末日までに退職し、又は死亡した者に限る。）の在職期間中の給与については、当該改定後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u>
【削る】	4 <u>条例又はこれに基づく規程に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前3項の規定によることができない場合又は前3項の規定によることが著しく不適</u>

改正後	改正前
	<u>当であると認められる場合には、別に市長の定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第30条の改正は、令和8年4月1日から施行する。